

令和4年10月11日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社東邦銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
会津一之町支店	福島県会津若松市中央一丁目2番9号	福島県会津若松市大町一丁目10番28号	令和4年9月5日
宇都宮支店	栃木県宇都宮市本町4番15号	栃木県宇都宮市泉町1番29号	令和4年11月21日

（2）変更の理由

店舗の移転のため